

公募型プロポーザル説明書

1 業務概要

(1) 業務の目的

企業との接点に乏しい県に代わり、県内外の企業に対して「鞆・一口町方衆」プロジェクトの意義を紹介するとともに、寄附支援の働き掛けを通じて、企業版ふるさと納税の獲得に重点的に取り組む県をサポートし、プロジェクトの活性化を図ることを目的とする。

(2) 業務内容

別紙「仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約締結の日から令和7年3月14日（金）まで

(4) 予算額

3,300千円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 注意事項

(1) 公募型プロポーザル参加資格

ア 資格確認申請書【様式1】提出期限

令和6年5月8日（水） 午後5時（必着）

イ 添付書類

公募型プロポーザル参加希望者は、公告で定める公募型プロポーザル参加資格要件に応じ、次に掲げる必要な書類を申請書に添付しなければならない。

- ・ 会社概要説明書【様式2】
- ・ 業務実績説明書【様式3】
- ・ グループ構成書【様式4】、委任状【様式5】（グループ企業体で提案する場合）
- ・ 電子データの保存等に関する申出書【様式8】

ウ 費用の負担

申請書及び上記イに定める必要な書類等（以下「申請書等」という。）作成および提出に要する費用は、公募型プロポーザル参加希望者の負担とする。

エ 申請書等の提出

持参又は郵便等による。郵便等による提出は、一般書留郵便、簡易書留郵便及び一般信書便事業者又は特定信書便事業者の提供するサービスでこれらに準じるものに限る。（民間宅配事業者のいわゆる「メール便」はこれに当たらない。）

オ 虚偽の記載

申請書等に虚偽の記載をした者については、提出された公募型プロポーザル参加資格確認申請書を無効とするとともに、指名除外措置を行うことがある。

(2) 業務委託仕様書等に対する質問

ア 仕様書等に対する質問書【様式7】提出期限

令和6年5月16日（木） 午後5時（必着）

提出方法は、電子メールによることとし、件名を「企業版ふるさと納税等マッチングサポート業務〔山口〕についての質問」とし、送信後、提出先に電話により着信の確認を行うこと。

《送付先アドレス》 chitoshiken@pref.hiroshima.lg.jp

イ 上記の質問に対する回答日等

令和6年5月17日（金）に、電子メールにより公募型プロポーザル参加者全員に回答する。回答については、公募型プロポーザル参加資格を有する者のした質問のみ回答する。

ただし、質問又は回答の内容が、質問者の具体の提案内容に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。

ウ 費用の負担

質問書の作成及び提出に要する費用は、公募型プロポーザルの参加希望者の負担とする。

(3) 提案書

ア 提案書提出期限

令和6年5月21日（火） 午後5時（必着）

イ 提案書提出場所

広島県地域政策局都市圏魅力づくり推進課

ウ 提出書類

「企業版ふるさと納税等マッチングサポート業務〔山口〕企画提案書作成要領」による書類

(4) 提案書に関するプレゼンテーション、ヒアリング実施日時等

ア 実施予定日：令和6年5月22日（水）（時間の詳細は、提案者ごとに別途通知する。）

イ 場 所：オンライン（Zoom）

ウ 出席者：公募型プロポーザル参加資格を有している事業者

エ 時 間：1 提案者当りの説明時間は20分以内を予定し、内訳は次のとおりとする。

プレゼンテーション：10分以内

質疑応答：10分以内

オ 出席者：プレゼンテーションへの参加は3名までとし、主たる説明者は当該業務を実施する際の総括責任予定者とする。

カ その他：プレゼンテーションの内容は、提出した提案書の内容とする。パソコンに表示するデータは提案者で用意すること。

キ 結果通知日：令和6年5月22日（水）

(5) 最優秀提案者として選定されなかった者に対する理由説明等

ア 最優秀提案者として選定されなかった者に対しては、その旨を書面により通知する。

イ 上記アの通知を受けた者は、広島県地域政策局都市圏魅力づくり推進課に対して、その理由説明を求めることができる。

ウ 説明を求める場合は、令和6年5月27日（月）までに、その旨を記載した書類を提出すること。

エ 上記ウに対する回答は、令和6年5月28日（火）までに電子メールにより行う。

(6) 提案書の取り下げについて

ア 提出した提案書を取り下げる場合は、速やかに「取り下げ願い書」【様式6】を提出すること。提案書の提出後契約締結までの間に参加資格を満たさなくなった場合も同様とする。

なお、取り下げ願い書の提出があった場合にも提出された書類は返却しない。

イ 提出期限までに提案書を提出しない者は辞退したものとみなす。

ウ 提案書の再提出は、提出期限内に限り認める。なお、部分的な差替えは認めない。

(7) 支払条件

業務完了後の一括払いとする。

(8) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(9) 参加者の負担について

公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。

(10) 提出された提案書について

ア 提出された提案書は、返却しない。

イ 提案書は、本業務受託候補者の選考以外に提案書の提出者に無断で使用しないものとする。

ただし、次の場合には、使用することがある。

- ・ 個人情報の保護に関する法律に基づき公開する場合
- ・ 最優秀提案者の提案書を公開する場合

(11) 本件業務に関し、県から受領又は閲覧した資料等は、県の了解なく公表又は使用してはならない。

(12) 提案内容に含まれる特許権など法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は公募型プロポーザル参加者が負う。

3 契約事項

(1) 公募型プロポーザルに関する要領

公募型プロポーザル事務処理要領に基づき執行する。

(2) 契約の締結

最優秀提案者と提出された提案書を参考に協議を行い、協議が調った場合に、本県の契約担当職員が別途定める予定価格の範囲内で契約を締結する。この協議の際に、提出された提案書の内容等を一部変更する場合がある。

また、最優秀提案者と協議が調わない場合にあつては、次点の提案として評価した者と協議の上、契約を締結する場合がある。

(3) 契約事項に関する規則

広島県会計規則及び広島県契約規則に基づき執行する。

(4) 契約保証金

公告に定めるとおり。

(5) 地方自治法第 234 条の 3 の規定に基づく長期継続契約

適用なし。

4 添付書類

(1) 公告の写し

(2) 契約書（案）

- (3) 仕様書
- (4) 企画提案書作成要領
- (5) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書【様式1】
- (6) 会社概要説明書【様式2】
- (7) 業務実績書【様式3】
- (8) グループ構成書【様式4】
- (9) 委任状【様式5】
- (10) 取り下げ願い書【様式6】
- (11) 仕様書に対する質問書【様式7】
- (12) 電子データの保存等に関する申出書【様式8】

【問い合わせ先】

広島県地域政策局都市圏魅力づくり推進課 河越
電話 082-513-2566 (ダイヤルイン)